（１）平成23年３月16日　水曜日　青森県報　号外第16号　（毎週月・水・金曜日発行）

青森県報

号外第十六号

平成二十三年三月十六日（水曜日）

目　次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……（事務局）…１

監　査　委　員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成18年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、措置の内容を公表する。

平成23年３月16日

青森県監査委員　泉山哲章
同　元木篤子
同　相川正光
同　三橋一三

○　平成18年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
財団法人21あおもり産業総合支援センター	設備貸与事業会計	［貸倒引当金の計上不足］ センターは、平成17年度末において、貸倒引当金80,551千円と円滑化貸倒引当金29,136千円（平成16年度16,770千円、平成17年度12,366千円）の合計109,687千円の貸倒引当金を計上している。 センターでは貸倒引当金の必要額を176,933千円と見積もっているが、決算上はその額を計上していない。センターは引当金繰入前の収支差額109,687千円と同額を貸倒引当金に計上しているだけであり、その額はセンターが必要と考える額に比べても大幅に不足していることとなる。以上の会計処理は適正とは認められないため、平成18年度以降是正が必要である。	平成21年度において貸倒引当金繰入必要額248,313千円を満額計上した。
	機械類貸与事業会計	［貸倒引当金の計上不足］ センターは平成17年度末において、貸倒引当金39,607千円と円滑化貸倒引当金10,538千円（平成16年度1,778千円、平成17年度8,760千円）の合計50,145千円の貸倒引当金を計上している。 センターでは貸倒引当金の必要額を90,586千円と試算しているが、決算上はその額を計上していない。センターは引当金繰入前の収支差額50,145千円と同額を貸倒引当金に計上しているだけであり、その額はセンターが必要と考える額から比べても大幅に不足していることとなる。以上の会計処理は適正とは認められないため、平成18年度以降是正が必要である。	平成21年度において貸倒引当金繰入必要額183,401千円を満額計上した。

○　平成19年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
県立学校課【現：学校教育課】	仕事力養成プログラム	［協議会議事録の作成について］ 就職促進連絡協議会について、平成18年度は協議会の内容を記した資料は作成	平成21年度の就職促進連絡協議会については、県内５地区において、高等学校長協会主催の就職促

		されず、参加した４名の校長が、高校校長会等を通して各校に広めていくとのことであった。各人が内容を確認して、口頭で各校に伝えるということでなく、協議会の成果として概略等を文書化し、学校や生徒、保護者、企業に周知する必要があると考える。	進懇談会が開催されたため、休止したものである。 平成22年度以降に協議会を開催する際には、議事録を作成し、関係者に周知することとした。
スポーツ健康課	青森県体育協会補助	［補助金額の上限の設定方法について］ 本事業に係る補助金の上限設定は、県体協における運営事業、岩木青少年スポーツセンター運営事業、スポーツ少年団大会派遣事業の３種類の事業を合計して、最大42,500千円と設定されている。しかし、それぞれの事業は同一法人が実施しているものの事業内容は異なっており、相互の関連性は高くないため、それぞれについて補助金の上限を定めるべきである。	平成22年度から各事業それぞれについて補助金の上限を設定した。
スポーツ健康課	青森県体育協会補助	［運営費の補助金額について］ 岩木青少年スポーツセンター運営事業について、毎年度同額の補助金を交付しているが、事業費が縮減傾向にある一方、自己収入が毎年増加傾向にあり、補助金額の妥当性に関して再検討すべき時期と考える。	岩木青少年スポーツセンター運営事業費が縮減傾向にある一方、自己収入が毎年増加傾向にあるため、財団法人青森県体育協会と協議のうえ、補助金額を減額した。
県立学校課【現：教職員課】	青森県学生寮運営事業	［給食費会計について］ (ア)　給食費会計の簿外処理について 給食費の入金出金を処理する現金出納帳及び普通預金通帳は本法人の計算書類には反映されておらず、いわゆる簿外処理になっていた。 このように、簿外とされた給食費会計は監事監査の対象になっておらず、内部統制上、不正の温床になるおそれがあること、及び外部報告目的の観点からは、寮生及びステークホルダーに対する説明責任の欠如が認められるため、簿外とすることの合理的理由はなく、不適切な会計処理である。 いずれかの方法により速やかに法人の会計に組み入れ、外部報告目的の財務諸表に反映する必要がある。なお、給食費収入は消費税法上の課税売上高となるので留意されたい。	給食費会計の一般会計への組み入れについて、理事会において平成21年度決算で収入として一般会計へ組み入れることと決定された。
		(イ)　給食費会計の預金残高と未収金の存在について 給食費の未収金があることが明らかとなった。回収不能が見込まれる未収金残高については、会計上貸倒引当金の設定対象になることは意識しておかなければならない。今後は、年度内の回収に努めることを前提として、回収不能金額については、貸倒実績率の計算に含めなければならないと考える。 また、給食費に係る普通預金残高は平成18年度末で1,037千円となっている。そもそも実費徴収を原則としている以上、余剰金については寮生に返金するべきであることから、このような預り金である普通預金が残高として残ることに、違和感を覚えるところである。また、現状の残高については過去からの累積と思われ、各寮生への返還は難しいことも考えられることから、給食費会計を一般会計に組み入れた時点で、適切な処理を理事会等で決定するよう期待する。	
県立高等学校の減免事務	［授業料免除決定後のフォローアップについて（三沢高校）］	免除決定時に無職（求職中）であった世帯構成員の免除決	

		父は無職で母はパートであり、授業料の半額免除を受けていたケースで、父は平成18年度中に仕事に就き給与収入があったことが所得課税証明書から確認された。この収入を考慮しても平成18年度の免除額判定には影響しなかったが、保護者が求職状態にある場合は年度中に就職するなど収入状況に変化がある可能性があり、本人からの報告漏れも上記の事案のように現実にあることである。このフォローアップ次第では免除金額に変動が生じる可能性があることから、一定のルールを制定し、時期を決めて免除決定後の異動状況について確認することが望ましい。	定後の異動状況について、免除決定後、一定の期間を経過した時点（12月）において、文書により確認することとし、平成22年度から実施することとした。

○　平成20年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
原子力立地対策課	電源立地地域対策費（設備設置・購入事業）	［当初予算及び予定価格の設定について］ この事業の当初予算に対する落札価格率は64％である。予算策定段階で、もう少し精緻な見積もりを入手しておれば、このような乖離は生じなかったものと解される。 予定価格の設計にあたり、当初見積額に対して乗じた95％という数字は、市場価格を反映しない形式的な率であった可能性もあろう。市場価格は64％であったことは事実であるから、この経験は自治体の今後の入札事務にあたって、良き教訓とするべきである。 予算の配分者としての県の役割は、限られた財源で最大の効果を求める立場から、予定価格の決定に当たっての透明性と競争性の確保と、その指導・監視にあると考える。	市町村への配分額は一定のルールに基づく限度額により決まっているものであり、事業費の見積もりは市町村の責任により行われるものである。 申請に当たり、市町村に対し複数者からの見積書の徴収や過去の実績を勘案して、適正な執行を行うよう指導した。
原子力安全対策課	海洋放射能影響調査事業	［委託業務に係る成果品について］ 委託業務の成果品（報告書）の提出は契約書上「委託業務完了した場合は、速やかに成果品を甲（県）に提出し」と定めているが、成果品は委託者の検査確認を受ける必要があり、仕様どおりの成果品かどうかの品質確認、成果品の公表等に関する納期の問題からも、提出期限は具体的に明記するべきである。	契約書に成果品の提出期限を明記した。
	緊急時対策調査・普及等事業	［事業費予算の積算について］ 平成19年度予算において、六ヶ所村と東通村に配布するカレンダーの作成委託費として7,095千円を積算計上している。積算根拠は4,730千円×1.5＝7,095千円である。この1.5の根拠として、元々は六ヶ所村を配布対象としており、東通村が加わった時に1.5倍とした経緯があるとのことであった。 平成20年10月末時点の世帯数は、六ヶ所村が4,403世帯、東通村が2,718世帯であることから、正確なあるべき乗数は1.6であり許容範囲内と考えられる。一方、4,730千円の根拠は不明である。平成19年度実績のカレンダー作成委託料は5,158千円なので、1.5を乗じる前だと3,438千円である。毎年発生する委託業務の見積もりにしては予算と実績の乖離が大きく、実態を反映しない予算編成になっている。事業予算の積算については、事業費実績を反映したより精度の高い編成作業が必要である。	原子力防災カレンダー事業については企画コンペ方式で概算委託経費等を明示した上で執行している。 平成22年度当初予算以降の予算編成作業においては前年度までの実績等を勘案して積算し、金額を決定することとした。
原子力センター	環境放射線等モニタリング事業	［薬品管理規程の整備について］ 現状では、「薬品管理システム操作マニュアル」は作成されているものの、そ	原子力センターにおいては、薬品の出入庫管理はもとより、消防法や劇薬取締法に基づく数量管理の

		となるものが当にこの指針であり、決して軽視することは許されず、県は事務手続き上、最大限尊重すべきである。 　機器の機能上及び県の方針上から判断するに、今回の機器更新の遅れは不適切であり、今後の対応策を改善する必要があるものと考える。	
原子力立地対策課	石油貯蔵施設立地対策等交付金	［事務費の精算について］ 　国の交付金算定上、交付対象として認められる事務費は、簡記すると市町村交付金予定額の0.25％が上限額である。本県の予算積算上は、これまで慣習的に、この上限額にほぼ一致させる金額（481千円）で内訳書を作成し、財政当局に予算要求し、予算として認められてきた。しかしながら、国への実績報告書には仙台出張費82、県内出張費５のみであり、印刷製本費に至っては少額なため実績計上せずとなっている。国の交付金事業の場合には、実績の検査が極めて厳しいことから、要求する額が保守的になりがちである。結局、この場合には、当初予算での積算の精度に問題があり、少なくともその後の補正予算策定時に減額するべきであったと考える。その背景には、予算策定が要求側・査定側ともに、前年予算踏襲的な方法に固執し、前年以前の実績値への考慮が薄いことがあるように思えてならない。不要な予算を当初確保することは、経済的で効率的な事業実施を妨げるものであることから、今後は精度の高い積算事務を行うよう、希望するものである。	平成22年度予算要求時において、従前の実績等を十分に踏まえた積算を行った。
	原子燃料サイクル広報委託費	［経済性を考慮した発注について］ 　意見交換会で配布するパ	平成20年度は地域振興パンフレットのみ3,000部作成した。

		の上位に位置付けられるべき、管理上の最も基本となる「薬品管理規程」が整備されておらず、購入、保管、処分、緊急事態時の対応などに関するルールが明文化されていない状態にあることが明らかとなった。これはセンターの管理運営上の重要な欠陥であり、今後は速やかに文書化し、管理規程に準拠した管理業務を行わなければならない。	機能を有する「薬品管理システム」を導入して分析等に用いる試薬等の管理を行っており、その操作方法や薬品の保管方法等を含めて「薬品管理マニュアル」として整理し適切に管理しているところであるが、薬品管理の一層の徹底を図るため、他機関の薬品管理規程等を参考とし、平成22年３月30日付けで「原子力センター薬品管理規程」を作成した。
	原子力発電所に係る環境放射線監視体制整備事業	［気象観測装置の更新遅延について］ 　今回更新の対象となった７局（青森・吹越・泊・平沼・小田野沢・老部・近川）について、検定の有効期限のある測定器が一部含まれているが、実際に機器の更新・設置がなされたのは平成20年３月であり、検定期限切れの状況が数か月続いた状態となっていた。検定の有効期限はあらかじめ判明していることであり、また年度初に期限切れになるわけでもないことから、スケジュールを間に合わせることが不可能であるやむを得ない理由があるとは思われない。県のホームページによって国民に提供されている気象情報に関する真実性は、機器の精度が保証されていることが大前提であると考える。 　国の原子力安全委員会で定める「環境放射線モニタリング指針」において、「気象観測に用いる機器は、気象庁の検定対象となっているものについては検定に合格したものを使用することとし」とされている。本県の住民が原子力を受け入れる上での根幹的な拠り所	平成21年度からは国の交付決定後直ちに仕様書作成に着手することとし、平成21年11月４日に入札に係る公告の県報登載を行うなど事務処理の迅速化に努めた。

		ンフレットについては、安全性パンフレット（単価73.5円）と地域振興パンフレット（単価336円）が各々3,000部作成され、監査日時点では各々約150部ずつの在庫があった。この在庫金額は61千円であり、これらのパンフレットは毎年更新されている。作成部数に対する適正在庫として、５％はやや多めの感がある。意見交換会での参加状況を見ながら、分割発注する方法も選択肢の一つとして、経済性を考慮した発注部数とする必要がある。	平成21年度はパンフレット用在庫管理簿を整備し、意見交換会での配付状況等を見ながら在庫管理に努めたところであり、平成22年３月31日時点での当該パンフレットの在庫は20部（0.6％）となっている。
	原子燃料サイクル広報委託費	［事業予算の維持と内訳について］ 平成20年度は海外調査を実施せずに意見交換会に重点を置くとのことであるが、平成20年度予算は平成19年度実績を維持している。平成20年度の支出計画を閲覧したところ、平成19年度の欧州調査費実績の11,765千円相当は、意見交換会講師の謝金増額等に充当される予定である。 県外の意見交換会の回数を増やすこと、また増加に伴い新聞広告を増やすことについては理解できるが、意見交換会講師の謝金単価については、本来増額する理由はないと考える。担当課は、全ての意見交換会で単価100千円の講師を招くのではなく、意見交換会の活性化を図るために年に何度か集客力のある著名な講師を招くための予算を確保したい意向である。しかしながら、著名講師を招く具体的な計画があるならば、その計画に従って予算を作成すれば済むことである。単に予算枠を確保するために単価を高く設定するのは適切な予算積算とは言えないと考える。	平成22年度の予算要求にあたっては、一律に同額の謝金を積算することなく、意見交換会の開催予定市町村毎に過去の開催状況等を踏まえ、集客力を考慮した講師の選定と謝金の積算をした上で、予算計上を行った。

	原子力発電・安全対策費	［補助対象経費の範囲について］ 市町村から県に提出された実績報告書を閲覧した結果、日刊紙の購入に充当している市町村も一部存在した。交付対象経費の範囲が広いため、日刊紙の購入が合規性違反とまでは言えないであろう。各新聞社の社説を検討する必要があるのかもしれないし、県内各地の新聞を情報収集の材料にする必要もあるのかもしれない。しかしながら、日刊紙の購入を補助金で賄うのは常識的にいかがなものかと考える。国庫補助金の間接交付ではあっても、補助金適正化法の規定によって、県の執行者責任が軽減されることはない。国の補助金だから、国がよければ県の判断はよいといった安易な従属的考えは適切ではない。所管省庁の指摘の有無にかかわらず、県は主体性をもって市町村を指導することが望まれる。仮に県の単独事業であったならば、交付対象経費とするかどうかの視点が必要である。	平成21年４月14日付けで各関係市町村担当者あてメールで指導を行ったほか、平成22年２月17日に開催した「青森県原子力広聴広報連絡協議会（県、関係市町村で構成）」の場で再度確認を行った結果、平成21年度の実績においては、各市町村による新聞（一般紙）の購読費用の補助金への充当は認められなかった。
財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	業務マニュアルの作成等	むつ財団の事業は「業務方法書」に基づき実施されるが、財団事務局職員の業務マニュアルが存在する訳ではない。特に、広汎な業務を一任される業務課長については、事業の有効かつ効率的な実施、不正・不法行為の未然防止の観点からは、日常業務の適正化、迅速性や検査業務の確実性、報告業務の網羅性や検証可能性の確保など、多くの手続き面でのコントロールが必要だと考える。まずは業務課長の業務マニュアルの整備が緊急的に必要である。 業務をルール化して初めて内部統制が機能するのであって、現状では業務を実施してもしなくても、何ら	職員が行うべき業務・詳細な事務手続きを記した「業務マニュアル」を作成した。

	責任を問われない体制にあるため、今後は職員が行うべき業務・事務手続きの詳細について、文書化を行う必要がある。	
財団法人むつ小川原産業活性化センターへの助成事業	［引当預金支出の取扱いについて］ 平成19年度に退職給与引当預金取崩収入を計上しているが、当該金額見合いで管理費の中にも退職金が含まれている。これについては、引当預金支出時と退職金支出時の２度にわたって助成対象経費に含まれることとなるため、当該部分についても事業推進引当支出同様の取り扱いを行うべきである。	退職給与引当預金支出と減価償却引当預金支出については、毎年度支出として認めるが、退職金支出時や固定資産取得時には、助成対象としないこととした。
財団法人むつ小川原産業活性化センターへの助成事業	［むつ小川原地域・まちづくり支援助成事業について］ 活性化センターの実施するむつ小川原地域・まちづくり支援助成事業は、活性化センターを経由するものと、むつ財団が直接助成するものがあり、総額で34,301千円になっている。対象事業の内容を見ると、いずれも内容が似通ったものが多く、活性化センターの助成事業とむつ財団の助成事業に相違は見受けられない。 活性化センターの役員は理事長が三沢市長、副理事長及び全理事が構成市町村の首長で占められている。また、地域内市町村で枠を設定している状況にあり、これを見る限り、むつ財団が実施しているプロジェクト支援事業の特別枠といった印象を受ける。 このことについて、むつ財団創設の歴史的経緯、政治的背景があり、原子力関連施設周辺地域へ別枠を設け他の市町村と格差をつけることについてはやむを得ない面もあるかもしれない。しかしながら、たとえば別枠は残したままでも、他の支援プロジェクト同様に、むつ財団が主体的に採択に関与する仕組みにすることも十分検討の余地があるのではないかと思われる。	平成22年度事業より財団法人むつ小川原産業活性化センターの事業採択の場にも当財団で参画することとし、当該地域の事業については、原則として同センターのむつ小川原地域・まちづくり支援助成で対応するものとした。 ただし、予算上の都合などで対応できない場合、当財団のプロジェクト支援事業への応募を誘導するなど、両事業の連携に努めている。
六ヶ所村まちづくり協議会への助成事業	［財政調整積立預金について］ まちづくり協議会では、平成19年度末現在、退職給与引当金3,970千円と財政調整引当金27,000千円を引当金として計上し、各々同額の特定預金を有している。このうち財政調整引当金27,000千円は利益留保性引当金である。まちづくり協議会の実績報告書によれば、このような利益留保性引当金にかかわる特定預金支出も助成対象経費に含めて、承認されてきた経緯がある。この引当財源は、実質的にむつ財団からの助成金であり、年間の助成額29,700千円に迫る程の引当残高となっている。助成の趣旨・目的から判断するに、本来であれば、この財政調整積立預金は、各事業で使用されるべきものであり、現在保有する金額は適正金額を超えるレベルとなっていると考えられる。今後は、むつ財団の指導力により、まちづくり事業の趣旨に則った事業を実施することで、適正残高に戻すことが求められる。	六ヶ所村まちづくり協議会に対し、事業枠の拡大により、財政調整積立預金を計画的に適正レベルまで消化していくよう指導した結果、同協議会は特定資産積立金適正化計画の見直しを行った。
むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業	［（全般）追加採択プロジェクトの採択経緯について］ むつ財団では、緊急必需の事業要望に備える意味で、採択の金額枠に若干の余裕を持って事業採択を行う結果、毎年度、追加採択事業が発生することとなる。この緊急必需な事業要望には、県予算（財政）の厳しさを起因とした県関連事業も含まれるが、この決裁権限はすべて理事長一人にある。 事務手続き上は検討委員	事業の緊急性や重要性を勘案し、資料持ち回りにより検討委員から意見を聴取し、対応した。

	会の意見を聴取せず単独の判断で行われ、理事会へも事後報告となっていることは事実であり、財団の内部統制上のコントロールは働かないシステムとなっている。このような実情の中では、採択の公正性確保の観点から、理事長や事務局の判断のみによって採択される追加事業についても、今後は検討委員会を改めて召集するか、資料の持ち回り審議の方法を検討する必要があると考える。	
むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業	［（No.16）藍染製品製造販売促進事業］ ⑴　経理及び管理業務に対する検証手続きの不十分性について 　事業費の実在性、真実性、正確性を検証し、助成金交付の適正性を確認した結果、全般的に、経理業務を中心とした管理業務が不適切であり、改善の必要性と緊急性が高い事案と考える。 　助成先事業者の不適切な経理・管理業務は、本来むつ財団の検証・検査確認事務の中で未然防止するシステムにより、発見されるべきものである。事業者の寄附金を配分し、管理する事務を県派遣職員が行う理由には、県の正確な事務手続に対する信頼感があるためではないだろうか。事業採択のみならず、会計・経理業務も含めて、県職員が行うことで、財団そのものの信頼性が確保されていると県民は考えている。財団の事務手続きは定められたルールどおりに行われる必要があり、ルールがなければ速やかに定める必要もある。 　結論として、このように多くの問題点が指摘される状況については、速やかに解消されるとともに再発防止策を講じるべきである。	「業務マニュアル」に基づき、効率的かつ適正な管理業務を行った。
むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業	［（No.４）特産品開発事業］ ⑴　謝金の支払について 　専門家の講演に対する謝金として１人に対して１回10万円が支払われている。この金額の根拠を求めたところ、特にないとの回答を得た。このような任意団体の場合には、謝金規程が作成されていないことがほとんどである。財団の求める「事業の選択と集中」を進める上で、事業の費用対効果の測定は必要不可欠である。費用対効果を考える場合に、まずは冗費の節減であり、団体においては、その支出の意義そのものを見直すことが必要である。むつ財団の推し進める事業目的の達成や、不正行為・不当行為の防止のためには、団体の行う事業に関して共通的に発生する費用に関して、指針となりうる標準的な金額を示すことも意義のあることだと考える。 ⑵　領収書の添付について 　実績報告書に添付された領収書を監査したところ、営利企業からの領収書にも係らず、３万円以上の領収書に収入印紙の貼っていないものが散見された。実績報告書の検査確認事務においては、取引の妥当性や適正性、真実性を検証することが目的であり、その目的のために入手を義務付けている領収書ならば、独立第三者間の取引を立証する、収入印紙の貼られたものを入手するよう、事業者に強く要請するべきである。もし仮に、財団の検査確認事務上、振込金受取書で代替可能と判断するのであれば、その旨をアナウンスして、事業者の事務処理の簡便性も考慮する必要性がある。	平成22年度事業から、事業主体に対し、謝金は、その根拠を明確にさせ、旅費は、県の旅費規程に準じて算出された額を事業費とした。 　また、振込金受取書は領収書に替えることができる旨周知した。
むつ小川原地	［（No.57）青森ほたて主	宿泊を伴う事業に

						や助成期間にも特別なルール（助成割合・助成期間の切下げ等）を設けるなどの工夫が望まれる。	
					むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業	［（No.64）活力と魅力溢れる漁村づくり事業］ 助成基本方針である助成金額の算定式（｛総事業費×４÷５－他機関からの助成額｝以内の額）によると、1,899千円（＝2,623千円×４÷５－200千円）となり、実際のむつ財団の助成額2,000千円はこれを101千円上回っている。基本方針に従っていないことにつき特に理由書も添付がなく、形式的に実績報告書も受理されており、これでは何のための助成基本方針であるか理解に苦しむ。例外を認める場合には、書面でその承認理由を明らかにするなど例外処理の手続についても整備する必要がある。	本案件については、構成団体による拠出金の意味合いが強いことから、基本方針とは違う処理としたところである。今後は、基本方針と違う扱いをする場合には、理由書を添付させることとした。
				エネルギー開発振興課	環境・エネルギー産業振興事業	［環境・エネルギー技術開発費補助について］ 当該補助事業における応募件数は毎年少なく、環境・エネルギー技術開発事業計画認定委員会における採択率は高くなっている。応募件数が少ないのは、補助対象を中小企業等に限っていること、補助金額は補助対象経費の２分の１に相当する額または10,000千円のいずれか低い額以内の額になっており、技術開発内容によっては5,000千円以上を超える自己負担となり、中小企業にとっては重い負担であること等が理由であると推察する。 県ではホームページへの掲載、新聞社・マスコミへの広報、県内の公設試験研究機関・大学等の連携先への個別依頼をしているが、今後については、応募件数の増加を目的とした対応を積極的に行う必要性が感じ	補助事業実施・補助金交付先の公募を実施する際には、従来以上に広範囲かつ効果的な周知に努めるとともに、優れた案件の掘り起こしに向けて、関係各界と日々情報交換を行っていくこととした。
		域・産業振興プロジェクト支援助成事業	力加工品（ボイルベビーほたて）消費拡大推進事業］ 中国上海市での事業実施は、行程表によれば、３泊４日の日程で飛行機での行きと帰りの日程を除けば、残り２日のうち１日は経営者交流会であるが、１日は終日観光となっている（全日程食事付き）。このような事業実施に直接関わりのない観光・食事代も含む旅行代金全額を助成の対象とすることには、助成基本方針において、助成対象経費は事業実施にあたり必要最小限なもの、助成対象外経費として食料費が掲げられていることから、適切ではないと考える。 今後は、計画申請段階で、宿泊等の出張を伴う事業については、事業実施にあたり必要最小限の日程となっているか、通常要する程度を超える豪華な食事代等含まれていないかの内容を確認する必要がある。	ついては、指摘を踏まえ、その内容を精査するとともに、事業実施上の指導を行った。			
		むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業	［（No.58）本県地場産品のＰＲ及び販路拡大と立ち上がり産品紹介事業］ 事業内容は広告宣伝費関連費用のみであり、広告宣伝関連費用への助成を一概に否定するものではないが、テレビスポット・新聞広告等の広告宣伝は一時的・単発的なものにとどまること、事業評価にあたっての効果測定が困難なこと、平成17年度より継続して多額の助成が行われている点を勘案すると、他事業との採択バランス上、明確な採択理由が求められると考える。純然たる広告宣伝費の助成については、常時継続実施されているものではなく特別な企画・意義・効果が認められるものに限ることや、広告宣伝費は本来、事業主の裁量の範囲内で実施されることを考慮して助成割合	平成22年度事業から、広告宣伝費については、指摘を踏まえ助成内容やそれまでの助成期間等を勘案し、検討委員会の意見も踏まえながら個別に判断・対応することとした。			

		恣意性の排除を徹底するためにも、適正かつ迅速な支払手続が必要である。	
	環境・エネルギー産業振興事業	［特区推進会議とエネルギー産業振興戦略推進会議の委員構成等について］ 特区推進会議の委員は、環境・エネルギー特区の13市町村長に産学官金の関係者等18人の総勢31人である。エネルギー戦略推進会議の委員は、産官学金の関係者等24人である。これらの委員のうち、５人については同一人物であり、またこの他に所属先等が同一である委員は６人含まれている。会議の議題についても、環境・エネルギー関連プロジェクトについての紹介など類似したものが多い印象を受ける。特区推進会議はもともと環境・エネルギー特区内のことを検討してきた経緯があるが、エネルギー戦略策定後は環境・エネルギー特区での取組をさらに発展させ、全県的な広がりをもって、地域の産業振興を図るための施策が求められているものであり、経済的効率性の観点からも、会議・委員を別々に開催・選任せずに、統合・再編（分科会を設ける等）についての検討が望まれる。	「環境・エネルギー産業創造特区推進会議」を発展的に解消し、特区に係る内容も「青森県エネルギー産業振興戦略推進会議」で議論することとした。
中南地域県民局地域農林水産部	あおもり型バイオマス・チャレンジ支援事業	［事業進捗過程での計画変更と対応について（No.１事業関連）］ 計画は、当分の間は実現不可能となったが、県は、設備購入費用14,718千円の３分の１である4,838千円を補助金として既に交付している。 事業者の当初計画が頓挫しており、いつ実現するかもわからない事業に対して補助金を交付することには、より慎重であるべきであったと判断される。事業採択にあたり公正な審査を行っ	本件の補助金は、情勢の変化を踏まえ、計画変更の手続きを経て交付されたものであるが、今後事業採択を行う場合には、事業実施の確実性についてこれまで以上に慎重な審査を行うとともに、採択後も各地域県民局が事業実施状況等をこまめに把握し、状況に応じて交付要綱等の規定に従い事業中止（廃止）申請等を行
		られた。	
	環境・エネルギー産業振興事業	［環境・エネルギー特区の規制緩和の提案について］ エネルギー分野に限らず、そもそも特区の目的は、国にとっては規制改革を全国レベルに波及させるための実験場（先行実施）であり、一方、県にとっては特区内の規制緩和によって産業集積を図る場であるという矛盾を抱えたものである。地域経済の活性化を目指して、地方公共団体等は自発的提案をするのであって、いずれは全国展開するにしても、提案地へのメリットが制度上、もっと担保されてもよいのではないかと思われる。 このことについて、県は国に対して既に要請したとのことであったが、県としては、今後も積極的に規制緩和の提案を継続し、提案地の優位性を主張又は確保することにより、本県の地域経済活性化に繋げていくことを期待する。	国と特区関連事業について意見交換する機会がある場合には働きかけていくこととした。
	環境・エネルギー産業振興事業	［海外在住講師の謝金・旅費の支払手続の遅延について］ 環境・エネルギー特区国際フォーラムの講師（英国在住）について、フォーラム開催日は平成19年10月18日であったが、謝金及び旅費の支払日は平成20年２月29日と著しく遅延している。支払は外貨換算の必要があるもの（航空券代534.58ポンド）があり、その場合は支払日の為替レートが適用されるとのことだった。支払遅延により、差額の15,615円を支払わずに済んだわけであるが、支払日の為替レートによってはこの逆もあり得る。外貨換算の必要がある支払については、支払日を前後させることにより、適用される為替レートを調整することができるため、	海外から講師を招聘する際は、適正かつ迅速な支払手続を行うこととした。

		た審査委員会に事案の概要を説明し、判断を求めるべきだったと考える。交付した補助金4,838千円の財源は、県民の税金である。当初予算で決まっていたから、年度末間近での事業実施を容認し、当初計画の頓挫が判明していても補助金を交付するのであれば、事業計画の見直しと実現可能性に関しての公正な評価が必要である。	うよう指導することとする。 なお、平成22年３月18日付け青農水第1045号で、部内関係課及び地域農林水産部に対して、補助事業の適切な執行と進行管理を行うよう通知した。
各地域県民局地域農林水産部	あおもり型バイオマス・チャレンジ支援事業	［事業実施における市町村との役割分担について（No.３関連、全般事項）］ 本事業のような場合に、県と市町村とが全く同じような現地確認事務、証憑チェック作業を繰り返すべきかといえば、それは、二重作業であり無駄で非効率な事務である。県と市町村が、同一の補助金交付事業を実施する際には、役割を分担して効果的なチェック体制を構築すべきであると考える。 このようなことは、県内部の事務についても言えることである。事務手続きの重複や不十分性を克服するには、本庁と地域県民局、市町村の事務フローをマニュアル化・ルーティン化する必要がある。特に、ここで問題提起した重複が明らかな検査確認事務については、マニュアル化することで各市町村でのチェックレベルが一定レベルに保たれるし、一度作ってしまえば、それ以降あるいはその他の事業についても継続的に使えるものになるはずである。少なくとも、県でも市町村でも全く同じ作業を繰り返す現状のチェック体制よりは、効果的、効率的な事務になると思われる。	市町村は、補助事業者として、事業主体が事業を適正に行っているかを検査しており、県は、市町村と事業主体の事務が適切に行われているか否かを確認している。 検査確認を含めた補助事業の事務については、「補助事業の進め方（平成19年３月改正）」でマニュアル化済みである。今後は、この内容を徹底し、効率的かつ適切な事務が行われるよう指導する。 なお、平成22年３月18日付け青農水第1045号で、部内関係課及び地域農林水産部に対して、補助事業の適切な執行と進行管理を行うよう通知した。
東青地域県民局地域農林水産部	あおもり型バイオマス・チャレンジ支援事業	［資産購入時の見積り合わせについて（No.３,No.４関連）］ No.３の事業では、事業費の積算にあたっては、原則、３社以上から見積もりを入手することとされているにもかかわらず、１件については１社、残り３件は２社の見積りの入手にとどまっている。 同様の事例が、No.４の事業においても見受けられた。本事業においては、堆肥生産設備という特殊なものであるという理由で、３つの設備すべてについて２件の相見積りしかとっておらず、結果的に全てが同一業者からの購入となっている。 原則は３社以上であることは重く取扱われなければならず、上記のような例外処理を行った場合には、相当程度の合理性がなければならない。今後は、原則どおり最低３社以上の業者から見積もりを入手して適正な事業費予算とするとともに、実際の契約に当たっても、競争原理を確保するため、契約内容に応じた的確な業者数による入札又は見積り合わせを行うべきであると考える。	「補助事業の進め方（平成19年３月）」にも明記している事項であり、今後この内容が徹底されるよう指導する。 なお、平成22年３月18日付け青農水第1045号で、部内関係課及び地域農林水産部に対して、補助事業の適切な執行と進行管理を行うよう通知した。
三八地域県民局地域農林水産部	「バイオマスあおもり事例集」の作成委託事業	［成果物の管理について］ 事例集納品後の配布部数、在庫部数に関する管理状況について質問したところ、県庁全般に共通することとして、日常的に管理することは、事務的ルールとして求められていないことから、全く行っていないのが現時点での実態であった。また、何年間保存して、どのような時点で残部数を廃棄するかといった事についても、各担当者の裁量に任されていて、納品後の管理は行われていないに等しい状況である。納品後の配布・保管・廃棄に関する管理ルールを明確にするべきである。	成果物は、作成時に配布予定先を明らかにし、完成後は配布予定先に配布するとともに、残部（予備分）は必要に応じて配布・利用することとなっている。 管理台帳による管理など、わかりやすい形で管理されるよう取り組むこととした。
中南地域県民局地域農林水産部 三八地域県民局地域農林水産部			

林政課	木質バイオマス供給施設整備事業	［事業計画書について］ 事業計画書を分析・評価する際の視点として、２つの留意点に言及する。 一点目は、計画書上の財務情報についてである。事業者の決算報告書には、平成20年６月末時点で96,954千円の借入金が計上されており、これは今後の事業活動による獲得利益により返済されるべきものである。この返済可能額を算定する上で、上記事業計画上の差引（収入計－支出計）は情報として有意ではなく、この数値に減価償却額を加算した返済可能額を算出する必要がある。このような情報が評価対象資料に記載されていないが、交付金の交付決定事務に際して、「損益」と「収支」を混同して事業計画書を評価してはならない。 二点目は、借入金額についての当初計画からの大きな乖離である。事業主体の当初計画では、借入総額は77,215千円であった。しかし、実際の借入総額は96,770千円であり、当初の計画から約２千万円多額に融資を受けている。平成19年度のキャッシュ・フローは、△11,020千円と試算されるため、いわゆる資金不足の状態にある。追加融資によって、年間借入返済額は1,303千円増加し、総額6,451千円と試算され、この情報は速やかに修正計画書に反映される必要がある。審査にあたっては、この点にも着目する必要がある。 事業計画書の審査の精度は、今後の事業主体の経営状況如何によって、実績として証明されることとなる。今後は事業計画書の評価方法を定型化し、上記のような視点も加味した実効ある審査が行われることを期待したい。	補助事業の事業計画審査に当たっては、監査意見を反映し、収支計画（収入計－支出計）ではなく、損益計画及び借入金償還計画に基づく評価を実施した。 また、借入金額については、計画と実績で乖離がないよう事業計画の精査を行った。なお、乖離が生じた場合は、事業体に速やかに修正計画を作成させる。

○　平成21年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
東青地域県民局県税部	個人県民税	［徴収引継の事務について］ 市町村から引き継ぎした徴収引継整理表処理欄に、顛末の記載が全くないものが存在した。徴収引継後の処理の顛末については、徴収不能であった場合を含め明確に記載する必要がある。	記載漏れ（12件中４件）があったものであり、平成21年度においては、すべての記録を記載し、是正済。
中南地域県民局県税部	個人県民税	［決算処理に係る公文書の入手について］ 市町村からの決算処理に係る公文書に基づき行うこととされている不納欠損処理が、ＦＡＸ上の数値により行われている事例があった。不納欠損処理の重要性に鑑み、当該処理は市町村長名で送付された公文書により処理を行う必要がある。	指摘があった事案（１件）については、平成22年５月14日、原本を収受した。 なお、事務マニュアルを整備し、再発防止に努めた。
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	個人県民税	［個人県民税の収入確保］ 県に賦課徴収権限がない現行制度を踏まえ、県はこれまで以上に市町村と連絡協調を密にし、制度変更を含む問題打開に向けての関係強化を構築するべきである。	個人県民税の収入確保については、共同催告・共同徴収、徴収引継、県及び市町村職員の相互併任による「徴収支援チーム」の設置など、市町村との連絡協調を密にし、関係強化に努めてきたところであるが、より効果が現れるように、引き続き、関係強化に努めた。
市町村振興課	個人県民税	［市町村振興課による徴収確保対策について］ 全市町村が問題打開に向け団結するよう県がリーダーシップを発揮すべき。例えば全市町村を構成員とする滞納整理事務組合を作る等。	今後における徴収確保対策等を検討するため、県内各市町村との意見交換会を開催することとした。
	個人県民税	［青森県市町村総合事務組合における徴収事務］ 青森県市町村総合事務組合は、担当者数も少なく、市町村民税の滞納額圧縮に	市町村民税等の滞納額圧縮等に向けた方策を検討するため、青森県市町村総合事務組合等との意見交

		対応するためには十分な組織とは認めがたい。県の指導力を発揮し、当該組織の一層の充実のための尽力を希望する。	換を行った。
中南地域県民局県税部	個人事業税	［業種認定について（共有貸付不動産について）］ 前年課税・当年非課税の理由を検討すれば避けうる間違いにより、課税事業者として認識されていないケースが発見されたが、明らかに課税漏れである。	指摘があった事案（１件）については、調査のうえ、平成22年２月10日に個人事業税を課税した。 定期賦課の事務処理において前年度以前に不動産貸付業と要件判定された事業者の資料と照合するなど、賦課漏れ防止に努めた。
上北地域県民局県税部	個人事業税	［業種認定について（自家労力を用いて行う畜産業について）］ 事業者への従業者の状況についての文書照会に対する回答により非課税となった案件について、青色申告書に基づいて判定すると課税となる。回答入手後青色申告書と突合して不一致を発見し、再度照会して判定するべき案件である。	指摘があった事案（１件）については、調査のうえ、平成22年７月13日に個人事業税を課税した。
	個人事業税	［業種認定について（請負業の文書照会について）］ 所得税の収支内訳書の明細から、文書照会（必要に応じて実地調査）による調査が必要と考えられる案件について、文書照会を行わず、請負業非該当の判定を行っている案件が存在した。	指摘があった事案（１件）については、請負業の判定を改めて行うため文書照会を実施し、調査した結果、請負業非該当として処理済。
	個人事業税	［滞納整理票の記載について］ 滞納者との折衝の状況について、滞納処分停止整理票で管理し、滞納者整理票への記載が行われていないケースが存在した。滞納整理票はこれまでの経過を時系列に記載する重要な管理資料であり、確実に記載する必要がある。	指摘があった事案（１件）については、是正済。
	個人事業税	［課税状況整理表の記載について］ 賦課漏れ防止確認のための一覧表である課税状況整理表の記載漏れがあった（平成19年度２件、平成20年度２件）。課税・非課税の判断に誤りのない単純な記載漏れであるが、記載は適時・適切に行う必要がある。	指摘があった事案（４件）については、是正済。
西北地域県民局県税部	個人事業税	［業種認定について（共同事業を行う場合の自家労力について）］ 共同事業において、共通して雇用した事業者につき按分計算により自家労力の日数を計算している案件が存在したが、事業税の課税・非課税の判定においては、按分計算を行わず事業者個人ごとに判定を行うのが適当といえる。	本件については、再度、文書照会し、自家労力及び雇人の状況について把握するとともに、税務署において収支計算書等の資料調査を実施するほか、必要に応じて事業者に対する実態調査を行い、その事業形態、収支金額、支出経費を分析し、自家労力の判定について再検討し、個人事業税を課税した。
中南地域県民局県税部	法人二税	［法人異動事項の税務電算システムへの訂正登録事務に関連して］ 資本金額の異動登録後、申告書入力の際、誤って旧資本金額のまま登録したことによる均等割額の誤調定が発生しており、人的チェックの厳格化と電算入力システムの見直し（エラーを解決するまで入力が不可能となる等）が必要である。	指摘があった事案（１件）については、平成22年４月１日申告納付済み。 また、電算入力時においてエラーメッセージが表示された場合は、確実にエラー原因を究明した上で、正当な情報を入力するようシステム上のチェックを強化した（平成22年３月16日付け各県税部あて通知済）。
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部	法人二税	［設立届の慫慂について］ 設立届の慫慂が一度だけで、それによる反応がない場合、申告書が提出されるまでシステムへの登録が棚上げになってしまうのは問題である。課税時期及び課税の公平性から積極的な慫	設立届のしょうようのほかにも、税務署への補充確認、法務局への登記申請書類の確認などにより未登録法人の解消に努めた。

上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部		漏や実態調査が必要と思われる。	
税務課	法人二税	［法人の登録事務手続きについて］ 収益事業を行わない法人に関しては課税免除になることから、事務負担軽減のため登録が見送られているケースが見受けられた。また、登記情報によりＮＰＯ法人の設立を把握しているものの、決算期不明との理由で未登録とする県税部があった。法人番号の付加ルールの中に県税免除法人が設けられていることからも、すべての法人を電算登録して管理するべきと思われる。	法人の登録事項については、法務局等の調査または法人設立届等により捕捉のうえ電算入力するよう努めた。 また、課税免除に該当する法人についても電算登録することとしていることから、納税義務者管理のため電算入力の徹底を指導した。
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	法人二税	［法人県民税均等割における公益団体の認定等について］ 例えば収益事業を行わない学校法人や社会福祉法人等は、特段の手続きをすることなく均等割の課税免除に該当する。他方、県は、総務部長通達によれば以下の二つの業務を行うこととされている。 イ．規定に該当し収益事業を行わないものであることを証する書類を調製する。 ロ．法人電算システムにデータの登録を行う。 この二つの業務は十分に行われていないため、通達に従い、適正に業務を行うことが必要であると思われる。	通達に基づく処理を徹底するよう各県税部に指導し、各県税部で措置を講じた。
三八地域県民局県税部	法人二税	［事務処理の適時性と正確性について］ 第１期の申告書提出の際、一般の事業会社が提出する申告書で提出を行ったため、県において収益事業を行う法人として記録されていた団体について、その後、収益事業を行っていない旨の相談があり、翌期は均等割のみを申告する申告書を送付しているにも係わらず、県は当該団体の収益事業に関する記録を修正していない。事実と記録に齟齬が生じた際には適時に関係する記録の修正を行うべきである。	当該団体の収益事業に関する記録について、収益事業を行わない旨修正済。
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部	不動産取得税	［市町村との連絡協調］ 市町村で評価するものについては、毎年11月頃から市町村より開示されているが、市町村からの開示が１月以降になると、当年度において調定することができなくなり、県税収入確保の上から、また適時に納税者に納付書を交付するという観点からも好ましくない。市町村長は、自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、10日以内に県にその事実を通知するものとなっている（地方税法第73条の18第３項）。県は市町村に対し、資料の早期開示の働きかけを強めるべきである。	各県税部において、各市町村に対し、税務主管課長会議等の場で資料の早期開示を要請した。
三八地域県民局県税部	ゴルフ場利用税	［交付金の交付時期について］ 平成20年６月行為分のゴルフ場利用税が7月31日に収納されていたにも関わらず、交付金1,899,730円の交付日が８月ではなく12月交付分に合算されているものがあった。７月末日とはいえ期日内に収納されているものであるから、特に理由がない限り８月に交付されるべきであった。また、電算機上の収納照会で確認できていれば防げた事例であることから、再発防止のため担当職員以外の職員についても、作成書類のみならず、原始資料の確認をするなどのチェック体制を確立することが望まれる。	ゴルフ場利用税交付金について、担当職員以外の職員についても、作成書類のみならず、原始資料の確認をするなどのチェック体制を確立した。
東青地域県	ゴルフ場利用	［実地調査について］	県税部に対し、ゴ

民局県税部 中南地域県 民局県税部 三八地域県 民局県税部 西北地域県 民局県税部 上北地域県 民局県税部 下北地域県 民局県税部	税	イ．調査範囲について 本県においてゴルフシーズンは一部地域を除き毎年４月～11月頃までであるので、４月～９月の調査範囲であると毎年10、11月の調査は行われないことになってしまう。調査範囲については、例えば調査月から１年以内としたり、調査月を12月にするなどして網羅性を確保していただきたい。 ロ．調査月について ある県税部の調査で、その年の調査日がすべての施設で同一月であり、さらに２年連続で同じ調査月が続くといった規則性が見受けられた。全施設を全月調査することは困難であると思われるので、調査月については推察されないようにアトランダムに調査月を選定するなどして調査を行うべきである。 ハ．調査日数について 税務署員と異なり調査を行うことに対し慣れていないこともあるので日数を延ばすことを提案したい。税収約２億円以下の税目であるため長い期間の調査日数を確保することは費用対効果の面からもできないが、数年に１度でも調査日数を１日にして調査対象期間を２カ月以上にする年があってもよいのではないだろうか。	ルフ場利用税の調査について、調査範囲、調査時期等を見直しするよう指導し、各県税部にて見直しを行った。
中南地域県 民局県税部	ゴルフ場利用税	［換価猶予の適用について］ 納税資金、財産状況についての把握に不十分なところがあった。納税資金については、滞納整理票に適用会社の平成20年度資金繰り表の添付があり、この資金繰り表について正確なものかどうかを含め、検討された様子が全くうかがえなかった。財産状況についても換価猶予整理票に資産の状況や負債の状況を確認すべき項目があるにも拘わらず、整理票に記載がなかった。試算表や決算報告書の写しなどにより会社の財産状況等を毎年把握することが望まれる。	事案に応じて、決算書の内容等も把握しながら、納税資金、財産状況を把握するように県税部を指導し、県税部にて措置を講じた。
東青地域県 民局県税部 中南地域県 民局県税部 三八地域県 民局県税部 西北地域県 民局県税部 上北地域県 民局県税部 下北地域県 民局県税部	自動車税	［賦課保留］ 滅失、解体等についてその事実が官公署等により証明され、自動車として運行されていないことが明らかなものについては、登録抹消の積極的勧奨に努め、賦課保留に早期決着を図るべきである。	自動車として運行されていないことが明らかなものについては、引き続き、機会あるごとに、納税者に登録抹消をしょうようした。
税務課	自動車税	［制度改正の要望］ 自動車税の滞納は件数も金額も大きいが、滞納処理に携わる人員は限られており、担当者にとっては大きな負担となっている。このような膨大な滞納整理事務を削減するためにも、自動車購入時あるいは車検時に前払方式で徴収する方法など、制度的問題として国に求めていくことが必要と思われる。	自動車税の徴収のあり方については、車検時徴収の導入について、国に制度改正要望を行った。
東青地域県 民局県税部 三八地域県 民局県税部	軽油引取税	［回収免税証閲覧］ 回収された免税証の裏面の日付の記載の無いものが数件見られたが、理由も説明され管理としては良好であった。国の出先機関の１者だけ明らかに日付の記載のないものがあり、厳重注意すべきものと思われるものがあった。	指摘があった事案（１者）については、当該免税軽油使用者に対し、記載を指導し是正済。
東青地域県 民局県税部	軽油引取税	［免税軽油使用者調査］ 必要な帳票類の備え付けが全くされていない免税軽油使用者に対しては、指導や注意だけにとどまらず追跡調査をした上、引き続き義務を怠っている場合には	当該免税軽油使用者に対し調査を実施し、必要な帳簿書類を備え付けていることを確認した。

		厳格に対処すべきである。	
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	軽油引取税	［定期調査の100％遂行］ 各県税部において、軽油引取税の調査は３カ年計画に基づき行っているものであり、調査計画の進捗状況もおおむね良好な状態であったが、平成19年度の調査計画の進捗状況が６割に満たない県税部があった。各県税部の垣根を越えた「調査対策チーム」なるものを置いて青森県内全ての事案に当たるようにするなど、この問題を解決してもらいたい。	軽油引取税の調査については、年間計画に基づき計画的に実施しているが、課税の端緒が発見された場合などには個別事案への対応を優先して事務処理を行っており、年間計画どおりに調査できなかった場合には、翌年度に繰り越して調査を実施してきた。 また、特定の重大案件については、当該県税部以外の所属とも連携しながら、機動的に対処してきた。
東青地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	県民税利子割	［税務署への閲覧調査］ 平成20年度「税務事務実施要領」によると、「金融機関の営業所等の届出書」、「源泉所得税調査簿」等を税務署において閲覧する事とあるが、過去５年間一度も閲覧が行われていない県税部が見受けられた。県税部が税務署で行う調査では、更正を求める事例はなかったものの、課税支払額、非課税支払額が一致しないものが見受けられた。全数チェックは無理にしても、せめて数年に１度は税務署へ赴き、県税申告と国税申告との突合だけでも行うことが必要と思われる。	税務署への閲覧調査を実施した。
東青地域県民局県税部	狩猟税	［県外登録申請者の申請］ 県外登録申請の窓口である東青県税部において、代理申請による狩猟税申告書に当該登録申請者の押印がされていないものがあった。申請書等には、注書きの中に「氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」とされているが、これは登録申請者本人が自署することを指しているのであって、代理申請等の場合には該当しないと思われる。これは、「狩猟税取扱の事務処理手順」にも反していることから、今後押印を求めるようしてもらいたい。	関係団体を通じて、県外の登録申請者に対し、狩猟税の申告の際に、申告書の自署又は押印の徹底をするよう指導し、平成21年度分から是正した。
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	滞納整理	［徴収支援チームの実績］ 徴収支援チームは研修の場ではなく、個人住民税の滞納縮減のためのプロジェクトチームとしての意識をもって事務の遂行に当たるべきである。本番に向けて、気持ちを新たにし、相当の覚悟を決めて取組む必要がある。	平成21年度では市町村税合計で3,700件、７億円を対象とし、うち1,520件、１億16百万円の収入となるなど、着実に成果が現れている。
	滞納整理	［徴収支援における県の役割］ 徴収支援チームが徴収した徴収額をどの税目に充当するかということであるが、最終的には納税者の判断に委ねられる。個人県民税の滞納額縮減、滞納整理技術の向上という観点から事案を選定する場合は、県が主導的な立場に立って行うべきであり、大口滞納者や滞納整理困難事案を優先すべきである。	平成22年度の徴収支援チームの対象案件の選定に当たっては、大口事案や困難事案等について優先して選定した。
	滞納整理	［滞納処分の促進］ 平成20年度の徴収支援の実施状況をみると、滞納処分の実績が14件と参加19市町村の割には少ないように思われる。実施要領では、差押え等は、市町村の職員が主として行うこととし、併任県職員はあくまでもその支援であることを前提としているが、市町村職員の滞納整理技術が十分でないため当該制度を導入した訳であるから、経験豊かな併任県職員が積極的にやってみせ、範を示すべきではなかろうか。有能な市町村職員の育成のためにも、徴収支援チームは滞納処分を積極的に行い、より多くの滞	平成21年度においては、積極的に滞納処分を行い、差押件数579件、44,665千円と大幅に増加している。

		活用に努力する必要がある。	
税務課 東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	滞納整理	［タイヤロック］ タイヤロックを実際に使用したケースは１件と少ないが、装着予告に対する納付割合は、件数で40％、税額で38％と相当の効果が認められるが、自動車税の収入未済額に対するタイヤロック装着予告割合は県税部によって温度差がある。平成19年度から始めたばかりであり、装着実績が１件だけということであればタイヤロックを調達した費用が無駄な支出ということになる。 また、装着予告をしただけで、実際に装着した事例がないということになれば、滞納者に対する牽制の効果も薄れてしまう可能性があるので、積極的に取り組む必要がある。県として、実施時期とか実施方法等について指針を示し、統一的な取扱いを図る必要があるのではないかと考える。	タイヤロックの実務研修を通じ、予告書の発付を含め、タイヤロックの活用を図った。
	滞納整理	［インターネット公売］ 不調に終わった回が６回ほどあるがまずまずの成果と思われる。滞納整理促進のため、今後も制度の積極的な活用を期待したい。	引き続き、インターネット公売の積極的な活用を図った。
税務課	滞納整理	［コンビニエンスストア収納］ 期限後納付については、コンビニエンスストアでは延滞金の計算ができないため、県税部に申し出てコンビニ収納用の納付書を発行してもらったうえでないと納付できないという制約がある。この使い勝手を検討する必要がある。納税者の利便を考慮し、利用促進のための改善及び広報に更に前向きに取り組んでいただくことを希望する。なお、コンビニエンスストアの手数料は銀行の口座振替の手数料に比べれば高いもので	現行の取扱いについては、延滞金の完全徴収の必要性と納税証明書の適切な発行に留意しながら、納税者の利便性に最大限配慮したものであり、利用促進のため、引き続き広報の充実を図った。
		納整理事例を経験すべきである。	
	滞納整理	［市町村との連絡協調の促進］ 個人県民税の平成20年度末における収入未済額は2,269,764千円と金額も大きく、また、前年（平成19年度末収入未済額1,842,829千円）より、426,935千円も大幅に増加している状況の中においては、やはり県が積極的に関わるべきではないかと思う。徴収支援にしろ徴収引継ぎにしろ市町村との連絡協調を密にし、協力を得られるよう努力する必要がある。	市町村との信頼関係の醸成に努め、より一層連絡強調を密にすることとした。
	滞納整理	［共同催告・共同徴収］ 徴収支援チームによる徴収支援が研修の性格が強いということであれば、共同徴収にもっと力を入れるべきである。大口滞納者や滞納整理困難事案等について、県と市が連携して回収に向けて努力することが効果的であると考える。市町村に働きかける必要がある。	平成22年度県税滞納額縮減総合対策要綱を策定し、昨年度以上の件数を実施するよう、数値目標を定めた。
	滞納整理	［引継予告書］ 徴収引継ぎしたものについては、高い割合での滞納整理結果がでており、個人住民税の滞納整理に徴収引継ぎが非常に有効な手段であるということをはっきりあらわしている。多額の個人住民税の収入未済額の縮減のためには、徴収引継ぎによる直接徴収を積極的に推進する必要がある。県と市町村が両者協議して徴収引継ぎの対象債権を決定しており、徴収引継ぎの申出については市町村により温度差があるところであるが、市町村との連絡協調を密にし、良好な関係を構築するとともに、各市町村の首長等の意識改革に努めるなどし、徴収引継ぎ制度の有効	徴収引継予告書の発付により、納付や納付約束等に結びついている。引き続き、市町村に対して積極的に活用するよう働き掛けた。

		あるが、滞納整理に要する経費を考えればいたしかたないものと思う。	
	滞納整理	［振替納税の推進］ 口座振替利用状況は平成20年度末の全体の利用率が5.9%であり、国税の利用状況に比べれば非常に低いものである。過去数年の利用件数の推移をみると、平成17年度をピークに減少しており、利用勧奨等に力を入れたとは思われない数字である。振替納税は、確実に収入済となる確率が高いので口座振替の利用促進に向けた取り組みを積極的に推進すべきである。	本県の口座振替の利用状況は、全国の都道府県（全国平均5.1％）と比べ、低い状況ではないが、広報を充実させるなど、利用促進を図った。
東青地域県民局県税部	不納欠損処分	［不納欠損の早期処理］ 滞納者について平成19年12月20日に破産手続きの廃止決定がされ、税務署では平成20年１月30日付けで滞納処分の停止兼納税義務消滅通知書を通知している事案について、県税では、平成21年３月で不納欠損の処理をしているものがあった。このような事案は、不納欠損事由に該当し、早急に処理すべきである。当県は滞納繰越額の徴収率が低いので、不納欠損出来るものは積極的に行うなどして徴収活動の効率化を図り、徴収率の向上に努めていただきたい。	引き続き、早期に滞納処分の停止、不納欠損の処理を図った。
上北地域県民局県税部	その他の事案の検討	［換価処分の早期実施と時効完成分のチェック］ （概要） 保証人の差押物件について、６回の不調に終わり、７回目の公売に付そうと作業に入ったところ、滞納者本人の時効が完成していることが判明し、納税保証人の土地に対する差押を解除したという事例があった。 当該事例は、保証人に対する差押が滞納者本人の時効をも中断する効力があるという担当者の錯誤に原因がある。また、時効完成間近の滞納債権については、よくチェックし、納税保証人の保証がある場合は、必ず、時効中断の手続きをするべきである。時効中断のため他に適当な方法がないときは、必要に応じ、滞納者の納税義務存在確認の訴えを提起することも検討する必要がある。	引き続き、保証人を含め、滞納税額の時効の満了日について確認するなど、適切に対応した。
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	その他の事案の検討	［納付委託と担保］ （概要） 大口の滞納常習者から口頭による分割納付約束を行い、先日付小切手を受領しただけで担保を取っていない事案があった。 換価猶予等をした滞納者から、手形又は小切手による納付委託を受けた場合は、将来の信用状態についても十分に検討し、不安なときは担保の提供も求めるべきである。県税の場合、換価猶予の担保としては、人的保証と有価証券（手形、小切手）を対象とし、抵当権の設定は行っていないということであるが、必要に応じて検討すべきであると思う。	引き続き、事案に応じ、必要な保全措置を講じるなど、適切に対応した。
税務課 東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	その他の事案の検討	［延滞金の保全措置］ （概要） 手形支払期日までの延滞金も入れた金額で納付委託を受けた手形を滞納者が期日に落とせず、本税相当分のみを納付させ返却していた事案があった。 本税と一緒に徴収しないと延滞金のみの徴収は非常に難しいものとなることは明らかであり、納税折衝のときに同時納付に向けて努力すべきである。それが難しい事情にあったのであれば、延滞金相当額の新たな	引き続き、延滞金を含めた完全徴収を行うなど適切に対処した。

		手形を振り出してもらう等何らかの保全措置をとるべきである。延滞金は、納付を高めるための制度として設けられたものであり、その本来の機能を発揮させるためにも厳正な対応を行うべきであり、延滞金を完全に徴収するための更なる努力が必要である。	
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	その他の事案の検討	［延滞金の滞納処分］ （概要） 本税に滞納はなく、延滞金のみの滞納で換価処分を行った例はないということで、長期間換価処分の手続きを行わず放置していたが、当該土地は開発許可の条件として、市に所有権を移転しなければならない緑地予定地で公売が行えない土地であることが判明し、当該土地の差押えを解除していたという事例があった。 主な原因は、換価処分の遅れである。早い時期に換価処分を行っていれば、その時点で当該土地の換価価値がないということが把握でき、ほかの滞納整理の手立てもできたことと思う。延滞金についても、本税同様の徴収の努力をすべきである。	長期に渡って差押をしている事例について、早期に対応するように処理方針を定め、処理の促進を図った。
東青地域県民局県税部 三八地域県民局県税部	その他の事案の検討	［グループ管理］ （概要） 法人県民税及び法人事業税の追徴税額が滞納となっていた親会社と子会社について、親と子のそれぞれの住所を所管する班で管理していた。 グループ会社については、一元管理し、対応すべきである。グループ会社の滞納については、一つの債権として、全体の徴収を見据えた滞納整理事務を推進する必要があると認められるので、各班の連絡協調を密にしてグループ会社等の把握に努め、同じ担当者が、あるいは共同して滞納整理を行うべきである。	引き続き、グループ管理が必要な事案について一元管理した。
上北地域県民局県税部	その他の事案の検討	［市町村との連携］ （概要） 差押物権が長期間放置されている事案があった（土地は県が差押えをしたが、建物について市が差押えているため公売手続きができないことによる）。 市町村との連絡協調を密にし、効率的な滞納整理事務を推進すべきである。	引き続き、市町村との連絡強調を密にし、効率的な滞納整理事務を推進した。
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	その他の事案の検討	［分割納付の期限］ （概要） 大口の滞納者について、担保の提供もなく、口頭による分割納付約束を行い、月々少額の入金をさせ、完納までの年数をみると１年超という事案が多々見受けられた。 口頭による分割納付約束は諸々の事情があり、やむにやまれず行われていることと思うが、正規の換価猶予の条件等が前記（50万円超の滞納額がある場合は担保を徴すこととなっており、また、分割納付する場合は１年以内という制限が設けられている。また、滞納徴収金を納めることについて誠実な意思があると認められる場合という前提があり、分割納付の期限までに納付がない等の約束違反があれば猶予を取り消す。）のようになっているので、債権保全等については、さらにきちんとした対応が必要と思われる。担保を徴し、分納の約束違反等があれば、ただちに差押等の処分を行うべきものと思う。	引き続き、滞納者の財産状況に応じ、適切な保全措置を講じた。
税務課	その他の事案の検討	［捜索］ （概要）	引き続き、捜索に係る研修を実施し、

	当な措置だが、個人情報セキュリティの問題は残る。外注契約の際には、個人情報保護を中心に情報管理の注意義務および守秘義務契約を忘れずに行っていただきたい。	「個人情報取扱特記事項」の遵守義務を規定した。
税務電算システムのコストと現状	［ＩＴ投資効率の見直し］ 県内民間企業には負担が重すぎて装備できないほどの高額なＩＴインフラ環境を持ちながら、滞納整理等、複数税目をまたがったデータをまとめて照合できる機能は備わっていない。また各県税部はファイルサーバを置いてデータ管理をしているが、サーバの情報は文書形式（Word、Excel形式）で格納されており、未だデータベース化されていない。	事務の効率化を図るため、今年10月からパソコンを活用した滞納管理システムを本格稼働させた。
情報セキュリティ管理	［個人情報の保管・管理体制の見直し］ （概要） 個人情報の記載がある出力用紙を、執務時間中机上に放置したままのケースがあった。また、帰宅時にはロッカーに収納して施錠する規定になっているにもかかわらず、鍵のないロッカーに保管されている書類もあった。 情報セキュリティポリシー実施手順の規定をきちんと守るべきである。また、規定によれば、出力帳票の管理責任は税務課から各県税部へ引き渡された時点で、税務課の情報セキュリティポリシー実施手順の対象外となる。しかしながら、内容は県民の個人情報である。「各県税部で独自のセキュリティポリシー実施手順があり、それに準拠すればよい」というのは疑問が残る。統一した詳細な保管・管理体制の規定を作成するよう求めたい。	青森県で定めた情報セキュリティポリシーに基づいて、税務オンラインシステム、電子申告及び滞納管理システムについてセキュリティーポリシー実施手順を定めており、機会ある毎に実施手順の遵守について注意を喚起している。 また、各実施手順において統一した詳細な保管・管理体制を定めていることから、引き続き実施手順の遵守を指導した。
	各県税部で、滞納整理における財産調査の状況をヒアリング等により検討するも、ほとんどが金融機関等に対する文書照会、市町村に対する住民票及び固定資産の文書照会等で終わっている。 滞納整理には、捜索という強力な手段があるのであるから、これを有効に活用できるよう担当者の教育育成が望まれる。	実務能力の向上に努めた。
税務の電算システム	［ペーパーレス化と情報の高度利用］ 最近の民間企業や他の自治体の著しいＩＴ化ならびにペーパーレス化の促進と比較すると、本県税務システムは非効率である。本県の税務システムは、システム化の前提となる業務効率化が不十分で、高額なホストコンピュータのリース料や高速の光ファイバー網の回線使用料など多額のＩＴ費用を負担しながら、事務処理が書類（紙）の受渡し中心でＩＴ化されていない。	今年10月に導入したパソコンを活用した滞納管理システムにおいて、データの暗号化やパスワードの設定によるデータの引渡しを進めているところである。今後とも、事務処理のＩＴ化を進めていくこととしている。
税務の電算システム	［将来計画の策定の必要性］ 今後の10年を考えると、税制改正に伴うシステム改修が必要な上、県全体での事務量は減る見込みは少なく、職員数は団塊世代の退職等で減少傾向にあり、その税務処理ノウハウもすべて電算システムに反映しているとは言い難い状況で、これから10年先までを見通した業務のあり方、ＩＴの方向性を検討する時期にきている。	ＩＴへの投資には相応の経費を要することから、将来展望を踏まえながら、その都度必要性及び緊急性等を考慮しつつ段階的に対応することとした。
税務電算システムのコストと現状	［外部委託の問題点］ 納税通知書などは、圧着印刷用の専用プリンタを持たずに、外部の特殊印刷対応の事業者へ外注している。圧着印刷対応プリンタの高額なリース料を考えれば妥	外部委託の契約に際しては「知事が委託する個人情報取扱事務の取扱基準」（平成17年12月20日総務部長通知）に従い、引き続き、契約書に

	情報セキュリティ管理	［パスワードの強度］ グループサーバのパスワード設定ルールは具体的ではなく、パスワードの強度（類推のしにくさ）や管理に関して個人の解釈に依存する記載となっている。このため、類推されやすいパスワードを使用しているユーザが多数存在する可能性があり、万一、パスワードが第三者に漏れた場合、不正操作による情報漏洩、データの改ざん及び消去等のセキュリティ事故が生じるおそれがある。	県税部が独自に設置しているグループサーバについては、引き続き、「滞納管理システムに係るセキュリティポリシー実施手順」等に準じて適切に管理した。
	徴税費	［税務職員数と徴税費］ 財政再建の一環としての人員削減は、必要であるが、むだなところを削減するのであって、欠くべからざる重要な部署は人員を増やしてもいいのではないか。県税は、県財政の礎となっている非常に重要な部署であり、ここの働き具合が、県財政に大きな影響を与えると言っても過言ではない。県税職員の削減は人件費の減少となるが、行き過ぎた削減は逆に効率性を損なう恐れがあるため、総合的バランスを考慮したうえで判断する必要がある。	引き続き、効率的な組織運営に努めた。
	組織体制	［体系的研修の実施］ カリキュラムが体系的にプログラムされた研修を行い、後継者の早期育成及び優秀な人材の育成に力を入れるべき。県は、職員の自己研修にたよることなく、組織としても、人材育成のための体系的な研修制度の実施に取り組んでいく必要がある。	人事課において全庁的に実施している階層別の研修やテーマ別の研修等とあいまって、税務研修について、専門的な実務直結型の研修を行うことによって、体系的な研修を実施した。
東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	地方税の延滞金	［延滞金の徴収］ 延滞金は税外収入であり、税務統計上徴収率にも関係がなく、また一件当たりの金額が小さいこともあるためか、その滞納整理が疎かにされている状況にある。延滞金は、納付を高めるための制度として設けられたものであり、その本来の機能を発揮させるためにも厳正な対応を行うべきである。延滞金を徴収するための更なる努力をすべきである。	引き続き、延滞金を含めた完全徴収に努めた。
税務課	地方税の延滞金	［延滞金の開示について］ 本税であれ延滞金であれ県税に係る地方団体の徴収金に変わりはないのであるから、延滞金についても、確定した額及びそれに対する徴収状況並びに期末の収入未済額等を税務統計において開示すべきである。	平成21年度税務統計の発行から対応した。 （決算書８、９表を記載）
	その他	［前年度収入未済額と翌年度繰越調定額の差異］ 税務統計資料においては、前年度の収入未済額がなぜそのまま翌年度に繰越調定されなかったのかが不明瞭。不一致の原因を脚注に記載するなどして、その調定収入状況について網羅的な情報を提供するように記載することが望ましい。	不一致の原因について平成21年度税務統計の発行から脚注に記載した。
	その他	［県税事務指導検査結果に対する措置］ 指導検査をさらに意義のあるものにするため、改善又は是正を必要とする事項以外に、事務処理が放置されている事案等について、処理促進のための個別具体的な指摘もあっていいのではないかと思われる。	今年度から処理促進のための個別具体的な指摘・指導を実施した。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円二銭